

電波法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

一 一、八九五・六一六MHz以上一、九〇二・五二八MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルコードレス電話の無線局について、免許を要しない無線局とすること。
(第六条関係)

二 呼出符号又は呼出名称指定申請書の様式及び呼出符号又は呼出名称指定書の様式からデジタルコードレス電話の無線局を削除すること。
(別表第一号及び別表第一号の二関係)

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。
二 所要の経過措置を設けること。